

山梨水田畑作農業再生協議会
燃油価格高騰緊急対策業務方法書

平成25年 6月13日制定
平成25年11月29日一部変更
平成27年 2月18日一部変更

第1章 総則

(目的)

第1条 この業務方法書は、燃油価格高騰緊急対策実施要綱（平成25年2月26日付け24生産第2900号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）、燃油価格高騰緊急対策事業推進費補助金交付要綱（平成25年2月26日付け24生産第2901号農林水産事務次官依命通知）、燃油価格高騰緊急対策実施要領（平成24年2月26日付け24生産第2902号農林水産省生産局長通知。以下「実施要領」という。）及び一般社団法人日本施設園芸協会燃油価格高騰緊急対策実施要領（平成25年3月13日付け社団法人日本施設園芸協会策定。以下「事業主体要領」という。）に基づき、山梨県水田畑作農業再生協議会（以下「協議会」という。）が行う燃油価格高騰緊急対策（以下「緊急対策」という。）に関する業務の方法について基本的事項を定め、もってその業務の適正な運営に資することを目的とする。

(業務運営に関する基本方針)

第2条 協議会は、近年の燃油価格が高水準にあることにより施設園芸農業者の継続的な経営が困難な状況となっている中、省エネ設備の導入を推進するとともに、農業者と国の拠出により燃油価格の高騰時に補填金を交付する仕組みを構築し、燃油価格高騰の影響を受けにくい経営構造への転換を図るため、緊急対策に係る助成金及び補填金の交付その他の業務を公正かつ能率的、効率的に運営するものとする。

2 協議会は、実施要綱、実施要領及び事業主体要領並びに関係法令等を遵守し、本業務方法書に定めた手続きに従って、緊急対策の事業を実施する支援対象者（実施要綱第3の3に定める支援対象者をいう。以下同じ。）に対し、施設園芸省エネ設備リース導入支援事業（同第3の1の（1）に掲げる事業をいう。以下同じ。）に係る補助金を交付するとともに、施設園芸セーフティネット構築事業（同第3の1の（2）に掲げる事業をいう。以下同じ。）に係る補填金を交付するものとする。

第2章 資金の管理に関する事項

(資金の管理)

第3条 協議会は、緊急対策を実施する一般社団法人日本施設園芸協会（以下「事業主体」という。）からの補助金及びその他の積立金等を受けて造成した施設園芸省エネ設備リース導入支援事業、施設園芸セーフティネット構築事業及び推進事業（実施要綱第3の1の（3）に掲げる事業をいう。以下同じ。）に係る資金（以下

「対策資金」という。)については、実施要綱第3の4の(3)及び事業主体要領第5条に定めるところにより、特別の勘定を設けて、他の事業と区分して経理するものとし、当該勘定の資金を緊急対策に係る事業の実施並びに補助金及び補填金の交付以外の使途に使用してはならない。

- 2 協議会は、前項の対策資金を山梨県信用農業共同組合連合会 普通預金により管理する。
- 3 協議会は、緊急対策の事業の完了後、対策資金になお残額があるときは、事業主体要領第15条により、事業主体及び事業主体以外の積立金等の拠出者に、当該資金残高のそれぞれの拠出額に応じた額を返還するものとする。

第3章 燃油価格高騰緊急対策

第1節 総則

(事業年度及び実施期間)

第4条 緊急対策における事業年度は、当該年の5月から翌年4月までとする。

- 2 緊急対策の実施期間は、施設園芸省エネ設備リース導入支援事業及び推進事業においては、平成25年2月26日から平成28年4月30日までとし、施設園芸セーフティネット構築事業においては、平成25年2月1日から平成28年4月30日(第22条第1項の規定によりセーフティネットの対象期間を毎年12月から翌5月までとした場合は、平成28年5月31日)までとする。

(支援対象者)

第5条 緊急対策の支援対象者(実施要綱第3の3に定める者をいう。以下同じ。)は、以下の要件を満たすものとする。

- (1) 受益農家及び事業参加者(以下「事業参加者等」という。)が野菜、果樹又は花きの施設園芸を営む者であり、そのことが書面等により確認できること。
- (2) 事業参加者等が3戸以上であること。事業開始後にやむを得ず3戸に満たなくなった場合には、新たに参加者を募ること等により、3戸以上となるよう努めること。
- (3) 省エネルギー推進計画(実施要領第5の2に定めるものをいう。以下同じ。)を定め、次に掲げる事業年度を目標年度とする燃油使用量削減目標として、計画期間内に事業参加者等の燃油使用量を15%以上削減する目標を掲げるとともに、取組内容等からその達成が確実であると認められること。

ア 平成24事業年度又は平成25事業年度に計画を策定した場合：平成27事業年度

イ 平成26事業年度以降に計画を策定する場合：策定事業年度の翌々事業年度

- (4) 原則として、農業協同組合連合会、農業協同組合、農事組合法人(「農業協同組合法(昭和22年法律第132号)第72条の8第1項に規定する事業を行う法人をいう)、農事組合法人以外の農業生産法人(農地法(昭和27年法律第229号)第2条第3項に規定する法人をいう)、特定農業団体(農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第23条第4項に規定する団体をいう)又

はその他農業者の組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めのある団体に限る。）であること。

第2節 事業実施手続

（事業実施計画及び省エネルギー推進計画）

第6条 緊急対策の事業を実施しようとする支援対象者は、原則として毎事業年度、別紙様式第1号により、第13条の施設園芸省エネ設備リース導入支援事業実施計画書及び第24条の積立契約申込書等をその内容とする事業実施計画及び省エネルギー推進計画（以下「事業実施計画等」という。）を作成し、協議会に承認を申請するものとする。

2 支援対象者は、前項の事業実施計画書等の作成に当たり、事業参加者等に対し、別紙様式第2号を例として施設園芸の省エネルギー推進のための取組、燃油使用量の削減目標及び緊急対策の事業の取組等に係る計画を作成させ、その内容を確認の上、これを取りまとめて支援対象者の事業実施計画書等を作成するものとする。

3 協議会は、第1項の事業実施計画等の提出があった場合、その内容について審査を行い、次に掲げる項目を全て満たすと認められるときは、支援対象者の事業実施計画等の内容を踏まえて協議会としての本対策に係る目標と事業実施計画を作成し、事業主体要領第9条第1項により事業主体に提出する。

（1）取組の内容が緊急対策の趣旨に沿っていること。

（2）省エネルギー推進計画において、支援対象者の施設園芸における燃油使用量を15%以上削減する目標を掲げており、取組内容等からその達成が確実であると認められること。

（3）支援対象者の省エネルギー推進計画において、その構成員である全ての事業参加者等が施設園芸省エネルギー生産管理チェックシート（『施設園芸省エネルギー生産管理マニュアル【改定版】』及び「施設園芸省エネルギー生産管理チェックシート【改定版】について」について』（平成25年12月26日付け25生産第2689号農林水産省生産局長通知）に規定される「施設園芸省エネルギー生産管理チェックシート【改定版】」をいう。以下同じ。）を活用した省エネルギー生産管理の実践に取り組む計画となっており、その実施が確実であると見込まれること。

（4）施設園芸省エネ設備リース導入支援事業については、第13条第2項第1号から第4号に掲げる項目を満たしていること。

（5）施設園芸セーフティネット構築事業については、セーフティネットの加入の申込みに係る燃油購入量が、加入面積等から勘案して妥当であること。

4 協議会は、事業主体要領第9条第1項により事業主体から事業実施計画の承認があったときは、該当する支援対象者の事業実施計画書等を承認し、当該支援対象者に通知するものとする。

5 支援対象者は、前項により承認のあった事業実施計画書等について、次に掲げる変更を行おうとする場合は、第1項及び第2項の規定に準じて手続を行うものとし、それ以外の変更については、協議会に対して届出を行うものとする。

（1）事業の新設、中止又は廃止

- (2) 省エネルギー推進計画の燃油使用量の削減目標の変更
- (3) 支援対象者の変更
- (4) 事業費又は事業量の3割を超える増減
- (5) 施設園芸省エネ設備リース導入支援事業については、第14条第2項に掲げる重要な変更

(緊急対策に係る補助金又は補填金の交付等の手続)

第7条 緊急対策に係る助成金又は補填金の交付申請及び支払い等の手続は次によるものとする。

- (1) 施設園芸省エネ設備リース導入支援事業の補助金の交付等に必要の手続は、第14条から第16条により定めるところによる。
- (2) 施設園芸セーフティネット構築事業の補填金の交付等に必要の手続は、第23条から第32条に定めるところによる。

(実施状況の報告)

第8条 支援対象者は、第5条第3号に定める省エネルギー推進計画の目標年度までの間、各事業年度の実施状況(第19条を含む。)を、翌事業年度の8月10日までに、別紙様式第3号により協議会に報告するものとする。

なお、省エネルギー推進計画で掲げた燃油使用量の削減目標については、毎年度、燃油使用量の実績に基づき目標の達成状況を報告するものとする。

2 協議会は、前号の報告及び自らの実施状況を取りまとめ、実施要綱第7、実施要領第6及び事業主体要領第14条により、事業主体に報告するものとする。

第3節 施設園芸省エネ設備リース導入支援事業

(リース事業の内容)

第9条 施設園芸省エネ設備リース導入支援事業(以下「リース事業」という。)は、施設園芸の省エネルギー化に計画的に取り組む産地において、農業者の初期投資の負担を大幅に軽減するリース方式により、ヒートポンプ、木質バイオマス利用加温設備等の施設園芸用省エネ設備の導入をするために要する経費を補助する事業とする。

(リース事業の支援対象となる油種、温室及び設備)

第10条 リース事業の支援対象となる油種、温室及び設備は次に掲げるとおりとする。

1 支援対象油種

施設園芸の用に供するA重油及び灯油とする。

2 支援対象温室

支援対象設備を導入する温室(ガラス温室及びハウスをいう。以下同じ。)は、施設園芸に係る栽培の用に供される温室とする。

3 支援対象設備

(1) ハイブリッド加温設備

従来の石油燃料焚き加温機にヒートポンプ又は木質バイオマス利用加温設備（木質ペレット・チップ・薪を燃料とする加温設備をいう。以下同じ。）を組み合わせた設備。ただし、石油燃料焚き加温機は、補助対象外とする。

(2) 木質バイオマス利用加温設備。

(3) 外張多重化設備

ア 温室（ガラス温室及びハウスをいう。以下同じ。）の保温性を高めるため、外張を多重化するための設備。

なお、附帯設備として、外張材へ強制的に送風し空気層を作る設備にあっては、送風機及び送風に必要な設備を含む。

イ アと一体的に導入する温度センサー及び制御装置。

(4) 内張多層化設備

ア 温室の保温性を高めるため、内張を多層化するための設備。ただし、開閉又は巻き上げ装置を同時に導入する場合に限る。

なお、附帯設備として、内張材へ強制的に送風し空気層を作る設備にあっては、送風機及び送風に必要な設備を含む。

イ アと一体的に導入する温度センサー及び制御装置。

(5) 循環扇及びこれと一体的に導入する温度センサー並びに制御装置

(6) (1) から (5) までに掲げるものの他、温室のエネルギー利用効率を高め、温室の加温に用いる燃油の使用量を低減する (1) から (5) までの設備等と同等の設備または装置（石油燃料焚き加温機を除く。）

(リース事業実施主体)

第11条 リース事業は、受益農家と受益農家が導入する支援対象設備の賃貸を行う事業者（以下「リース事業者」という。）がリース契約（受益農家とリース事業者の2者間で締結するリース物件の賃貸借に関する契約をいう。以下同じ。）を締結し、受益農家とリース事業者の2者（以下「リース事業実施主体」という。）が共同で実施するものとする。

なお、リース事業者は債務超過の状態にあってはならない。

2 リース事業実施主体は、次に掲げる事項を遵守するものとする。

(1) リース期間中にリース契約の記載内容を変更した場合、別紙様式第4号により、協議会に対してリース契約の変更を届け出るものとする。

(2) リース事業者は、リース事業を実施した事業年度末までにリース物件を受益農家に納入するものとする。また、リース事業者は、リース物件の納入後、速やかに借受証の写しを支援対象者を經由して協議会に提出するものとする。

(3) リース事業実施主体のうち受益農家とリース事業者のいずれかが、次に掲げる項目のいずれかに該当する場合には、既に交付された補助金の全部又は一部を返還するものとする。

ただし、協議会が当該リース事業実施主体に正当な理由があると認めるときは

この限りでない。

- ア リース契約を解約又は解除したとき。
- イ リース期間中に経営を中止したとき。
- ウ リース期間中にリース物件が消滅又は消失したとき。
- エ 事業実施計画など事業実施者に提出した書類に虚偽の記載をしたとき。
- オ 締結されたリース契約が、第13条第2項第4号の力に定められたリース契約に合致しないことが明らかとなったとき。
- カ 第1号に定めるリース契約の変更の届出、第19条に定める事業実施状況報告を怠ったとき。

(リース事業の対象地域)

第12条 リース事業により導入する設備は、農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第6条の第1項の規定による農業振興地域又は生産緑地法(昭和49年法律第68号)第3条の第1項の規定による生産緑地地区に設置するものとする。

(リース事業の実施計画の手続等)

- 第13条 リース事業実施主体は、第6条第1項の事業実施計画等の承認申請時に、別紙様式第5号により施設園芸省エネ設備リース導入支援事業実施計画書(以下「リース事業実施計画書」という。)を協議会に提出するものとする。
- 2 協議会は、支援対象者から提出されたリース事業実施計画書が次に掲げる全ての項目を満たす場合に限り第6条第3項による手続及び同条第4項による承認を行うものとする。
- (1) 省エネルギー推進計画に沿っていること。
 - (2) リース事業実施主体が事業実施及び会計手続を適正に行い得る体制を有していること。
 - (3) 前条の対象地域であること。
 - (4) 次に掲げる項目を満たすこと。
 - ア 導入する設備が省エネルギー推進計画の達成に直結するものであること。
 - イ 導入する設備の規模及び能力が、対象品目、受益面積等からみて適正であり、かつ、過大なものではないこと。
 - ウ 導入する設備の適正な利用が確実であると認められ、かつ、リース期間にわたり十分な利用が見込まれること。
 - エ 導入する設備を設置する既存の温室が、原則として、当該設備と一体的な利用管理を行う上で不都合のない適正な耐用年数を有すること。
 - オ 受益農家が施設園芸省エネルギー生産管理チェックシートを利用して省エネルギー生産管理を実施することが確実に見込まれること。
 - カ リース契約の内容について、次に掲げる項目を全て満たすこと。
 - (ア) リース料総額から補助金を差し引いた額を基にしてリース料が算定されていること。また、リース契約における契約者、リース物件及びリース期間が、事

業実施計画の内容と合致していること。

(イ) リース期間が4年以上で法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号））に定める耐用年数以内であること。

（リース事業の補助金の交付申請の手続）

第14条 リース事業の補助金交付申請の手続は、次によるものとする。

(1) 第6条第4項によりリース事業実施計画書の承認を受けたリース事業実施主体は、別紙様式第6号により施設園芸省エネルギー設備リース導入支援事業の補助金の交付申請書を作成し、協議会へ提出するものとする。

(2) 協議会は、前号により提出された交付申請書について、その内容がリース事業実施計画書に即しているときは、速やかに交付の決定を行うものとする。

2 前項の交付決定後に次に掲げる重要な変更を行う場合には、リース事業実施主体はあらかじめ前項に準じて協議会の承認を受けなければならない。

ア 事業の中止又は廃止

イ リース事業実施主体又は設置場所の変更

ウ 事業実施期間の大幅な変更

エ 事業量の30%を超える増減

オ 事業費の30%を超える増又は協議会からの補助金の増

カ 事業費又は協議会からの補助金の30%を超える減

（事業の実績報告等）

第15条 リース事業者は、リース事業を完了したときは、別紙様式第7号により実績報告書兼補助金請求書を作成し、受益農家とリース事業者との間で取り交わした事業対象リース契約書及び借受書の写し並びにリース物件の購入価格を証明する書類を添えてリース料補助金を協議会に請求するものとする。

（補助金の額の確定及びリース料補助金の支払）

第16条 協議会は、前条の請求の内容が妥当と認められる時は、速やかに補助金の額を確定するとともに、リース事業者に補助金の支払を行うものとする。

（リース事業の着手等）

第17条 リース事業実施主体のリース事業の実施については、協議会からの補助金の交付決定後に着手するものとする。

なお、事業に係るリース契約の締結をもって、事業に着手したものとする。

2 リース事業実施主体は、事業の効果的な実施を図る上で緊急かつやむを得ない事情があり、交付決定前に着手する場合にあっては、あらかじめ、協議会の指導を受けた上で、その理由を明記した交付決定前着手届を別紙様式第8号により協議会に届け出るものとする。

3 前項により交付決定前に着手する場合にあっては、リース事業実施主体は、事業について、事業の内容が的確となり、かつ、補助金の交付が確実となってから着手

するものとする。

また、この場合において、リース事業実施主体は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

なお、リース事業実施主体は、第14条第1項第1号による申請書に、着手の年月日及び交付決定前着手届の文書番号を記載するものとする。

- 4 リース事業実施主体が第2項により交付決定前に着手する場合には、協議会は、あらかじめその理由等を十分に検討して必要最小限にとどめるよう指導するものとする。

(リース事業の助成)

第18条 リース事業実施主体が自費若しくは他の助成により実施中又は既に完了している事業については、補助対象としないものとする。

- 2 第10条第3項第6号の設備を導入する場合にあっては、導入地域の温室において、公的研究機関による加温時期連続おおむね3ヶ月以上にわたる省エネ効果の比較対象調査結果を添付すること。
- 3 補助対象経費は、第10条第3項に掲げる設備のリースによる導入に係る経費のうち、次の算式①によるものとする。

ただし、当該リース物件のリース期間をその法定耐用年数未満とする場合にあっては次の算式②、リース期間満了時に残存価格を設定する場合にあっては次の算式③によるものとする。

なお、当該リース物件のリース期間をその法定耐用年数未満とし、かつ、リース期間満了時に残存価格を設定する場合にあっては、その補助対象経費の金額は、それぞれ次の算式②又は③により算出した値のいずれか小さい方とする。

算式①：補助対象経費＝リース物件価格（税抜き）×1/2以内

算式②：補助対象経費＝リース物件価格（税抜き）
×（リース期間／法定耐用年数）×1/2以内

算式③：補助対象経費＝（リース物件価格（税抜き）－残存価格（税抜き））
×1/2以内

※1 補助金申請額は、算出された金額の千円未満を切り捨てて千円単位とする。

※2 リース期間は、設備利用者がリース物件を借り受ける日から当該リースの終了予定日までの日数とし、当該リース日数を365で除した数値の小数点以下第3位の数字を四捨五入して小数点以下第2位で表した数値とする。

- 4 リース物件価格は、第10条第3項に掲げる設備の導入に係る経費とし、設備の導入による温室及び既存設備の更新等に係る経費は含まないものとする。
- 5 補助対象経費の積算等については、「補助事業の効率的な実施について」（昭和55年4月19日付け55構改A第503号農林水産省構造改善局長、農蚕園芸局長、畜産局長、食品流通局長通知）及び「過大積算等の不当事態の防止について」（昭和56年5月19日付け56経第897号農林水産大臣官房長通知）によるものとする。

(リース事業の実施状況の報告)

第19条 リース事業実施主体は、事業の各事業年度の実施状況を別紙様式第9号により作成し、第8条第1項により協議会に報告するものとする。

(不正行為等に対する措置)

第20条 協議会は、リース事業実施主体の代表者等が、事業の実施に関連して不正な行為をした場合又はその疑いがある場合においては、当該不正行為等に関する真相及び発生原因の解明を行い、事業実施主体に対して再発防止のための是正措置等、必要な措置を講ずるよう指導するものとする。

第4節 施設園芸セーフティネット構築事業

(セーフティネット事業の内容)

第21条 施設園芸セーフティネット構築事業（以下「セーフティネット事業」という。）は、燃油価格が高騰した場合に、施設園芸農業者の経営に及ぼす影響を緩和するため、野菜、果樹及び花きの施設園芸を営む農業者に対し補填金を交付する事業とする。

(対象油種及び対象期間)

第22条 セーフティネット事業は、施設園芸の用に供するA重油及び灯油（以下「施設園芸用燃油」という。）を対象とし、原則として、施設園芸における燃油需要期である毎年11月から翌年4月までの間を対象期間とする。

ただし、事業主体要領第25条ただし書きによる事業主体の承認を得て、毎年10月から翌年3月までの間又は毎年12月から翌年5月までの間とすることができる。

2 前項ただし書きにより事業主体の承認を得てセーフティネット事業の対象期間を毎年12月から翌年5月までの間とした場合のセーフティネット事業に限り、第4条第1項に定める事業年度については、当該年の6月から翌5月までとする。

(積立契約の締結)

第23条 協議会は、セーフティネット（農業者と国の拠出により資金を造成し、燃油価格の急上昇が経営に及ぼす影響を緩和するための補填金を当該資金から交付する仕組みをいう。以下同じ。）への加入を希望する支援対象者との間に施設園芸用燃油価格差補填金積立契約（以下「積立契約」という。）を締結することができる。

2 積立契約の期間は、原則として、積立契約成立の日又は当該契約の対象期間の開始日のうちいずれか早い日から、第4条第2項に定める緊急対策の実施期間の末日までの期間とする。なお、既に締結済みの積立契約については、契約を更新することにより、積立契約の期間を延長することができるものとする。

3 積立契約は、当該積立契約の対象期間の開始前に締結しなければならない。

(積立契約の申請)

第24条 支援対象者による積立契約の申請は、別紙様式第10号による積立契約の内容に基づき、別紙様式第11号による積立契約申込書（前条第2項により積立契約を更新する場合の申込書を兼ねる。以下「積立申込書」という。）を作成し、第26条に定める数量等申込書を添えて、協議会に提出して行うこととする。

(積立契約締結完了通知の送付)

第25条 協議会は、前条により支援対象者から提出された積立申込書の内容を審査し、妥当と認められる場合は第6条第3項による手続を行うものとし、同条第4項により該当する支援対象者と積立契約の締結（第23条第2項による積立契約の更新を含む。）を行うものとする。積立契約を締結した場合には、当該積立契約を締結した支援対象者に対して、別紙様式第12号により積立契約締結完了通知を送付するものとする。

(燃油購入数量等の設定)

第26条 セーフティネットへの加入を希望する支援対象者（以下「加入申込者」という）又は前条により積立契約を締結した支援対象者（以下「加入者」という。）は、施設園芸用燃油価格差補填金（燃油価格の急上昇が施設園芸農業者の経営に及ぼす影響を緩和するための補填金をいう。以下「補填金」という。）に係る積立金の積立方式について、その構成員の事業参加者ごとに下表の選択肢からいずれかを選択し、別紙様式第13号による燃油購入数量等設定申込書（以下「数量等申込書」という。）により、補填金の対象となる燃油購入数量とともに、協議会に申し込むものとする。なお、第23条第2項による積立契約の更新等に伴い当該事業年度の燃油購入数量の追加を行う場合も同様とする。

選択肢（積立方式）	油種	積立額の算出式
燃油価格の130%相当までの高騰に備え積み立てる場合	A重油	11.5円/リットル×燃油購入数量×1/2
	灯油	12.2円/リットル×燃油購入数量×1/2
燃油価格の150%相当までの高騰に備え積み立てる場合	A重油	26.9円/リットル×燃油購入数量×1/2
	灯油	28.5円/リットル×燃油購入数量×1/2

- 2 協議会は、前項の申込みを基に、加入申込者又は加入者に対し、加入申込者に対しては前条により積立契約を締結した上で、当該加入者に係る当該事業年度の補填金の対象となる燃油購入数量及び納入期限（以下「燃油購入数量等」という。）を設定するものとする。
- 3 燃油購入数量等の設定は、当該燃油購入数量の対象期間の開始前に行うものとする。また、第23条第2項による積立契約の更新等に伴い当該事業年度の燃油購入数量の追加を行う場合は、事業主体が別途指示する期日までに設定を行うものとする。
- 4 第2項により設定された燃油購入数量（以下「設定数量」という。）、積立単価及

び納入期限の変更は原則として行わない。

(契約の解約等)

第27条 協議会は、加入者が次に掲げる場合に該当することとなったときは、当該加入者との積立契約を解約するとともに、当該加入者の燃油補填積立金（第28条により加入者から協議会に納入されたものをいう。以下同じ。）の解約時の残額を全額取り崩し当該加入者に返還するものとする。

ア 加入者が契約期間の中途において、積立契約の解約を申し出た場合

イ 加入者が契約期間の中途において、燃油補填積立金の返還を申し出た場合

ウ 加入者が加入等に当たって虚偽の申告をしたことが判明した場合

エ 加入者に、解散、仮差押、仮処分、強制執行、民事再生、会社更生等の事実が生じた場合

オ 前各号に掲げる場合のほか、加入者の重大な過失又は悪意等による事由が認められる場合

2 加入者が納入すべき燃油補填積立金を設定された期日までに納入しなかった場合は、当該積立契約を解約する。

3 協議会は、第1項及び前項の規定により積立契約を解約する場合において、加入者の責により協議会に損害が生じているときは、当該損害と協議会が加入者に返還する燃油補填積立金とを相殺することができる。

4 協議会は、積立契約の解約に関して、第1項エ及び次項の場合を除き、加入者から解約手数料を徴収することができる。この場合において、協議会は、当該解約手数料と協議会が加入者に返還する燃油補填積立金とを相殺することができる。

5 協議会は、本事業に係る国の予算措置の中止等のやむを得ない理由がある場合には、加入者との積立契約を解約することができる。この場合において、協議会は、当該加入者の燃油補填積立金の解約時の残額を全額取り崩し当該加入者に返還するものとする。

(燃油補填積立金の納入)

第28条 加入者は、当該加入者につき第26条第2項により燃油購入数量等が設定されたときは、同条第1項に定める算式に当該設定数量を当てはめて算出した額を燃油補填積立金として、必要額を当該納入期限までに協議会に納入するものとする。

2 納入された燃油補填積立金には、利息を付さない。

(燃油補填積立金の精算)

第29条 協議会は、加入者と締結した積立契約の期間満了時において、当該加入者の燃油補填積立金に残額がある場合には、当該残額を当該加入者に返還するものとする。

(補填金の交付)

第30条 協議会は、事業主体要領第27条による事業主体からの通知を受けて、加

入者に対する補填金の交付を行うものとする。この場合、事業主体要領第28条により事業主体が生産局長の承認を得て定める単位数量当たりの補填金の額に、加入者及びその事業参加者ごとの当該月の購入実績数量を乗じて得た額を補填金として加入者に交付するものとする。

- 2 協議会は、対象期間の当該都道府県下の平均気温等を踏まえ、事業主体要領第27条に基づき、事業主体に対しセーフティネットの発動基準率の特別な設定を申し出るものとする。

(補填金の交付額)

第31条 協議会が各月ごとに交付する補填金の額は、対策資金の額の範囲内において、各加入者及びその事業参加者ごとにつき、当該補填金の交付日における燃油補填積立金残高（当該燃油補填金を交付しようとする月の前月までの燃油補填金が未交付の場合は、当該燃油補填積立金残高からその額を差し引いた額）の2倍を限度とする。

(補填金の不交付及び返還)

第32条 協議会は、加入者が次に掲げる事由のいずれかに該当するときには、補填金の全額若しくは一部を交付せず、又は既に交付した補填金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- ア 協議会に提出した書類に虚偽の記載があった場合
- イ 協議会に対する義務を怠った場合

(施設園芸用燃油の購入実績数量の報告)

第33条 加入者は、協議会が指示した場合には、各月の施設園芸用燃油の購入実績数量を、別紙様式第14号により協議会に報告しなければならない。

(変更の届出)

第34条 加入者は、住所及び名称並びに代表者の氏名に変更があったときは、遅滞なく協議会に届け出るものとする。

第4章 雑則

(帳簿の備付け等)

第35条 支援対象者は、緊急対策に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入及び支出についての証拠書類を整理するとともに、これらの帳簿及び証拠書類を、補助金又は補填金の交付を受けた会計年度の翌年度から5年間保存するものとする。また、支援対象者は、その構成員の事業参加者等に対し、緊急対策に係る証拠書類等を保管し、必要に応じて、閲覧できるよう求めるものとする。

- 2 協議会は、必要に応じて、支援対象者に対し、緊急対策に係る取組の実施確認を行うとともに、経理内容を調査し、協議会への補助金又は補填金の請求の基礎とな

った関係書類の閲覧を求めることができるものとする。

(留意事項)

第36条 緊急対策の実施に当たっては、以下の事項に留意するものとする。

(1) 農業共済等の積極的活用

継続的な効果の発現及び経営の安定を図る観点から、支援対象者及び事業参加者等は、農業災害補償法（昭和22年法律第185号）に基づく農業共済への積極的な加入に努めるものとする。

(2) 園芸用使用済みプラスチック等の適正処理

園芸用使用済みプラスチック等の適正かつ円滑な処理を推進するため、支援対象者は、事業実施地区等において、「産業廃棄物管理票制度の運用について」（平成23年3月17日付け環廃産発第110317001号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知）、「園芸用使用済みプラスチック適正処理に関する指導について」（平成7年10月23日付け7食流第4208号農林水産省食品流通局長通知）等に基づき、組織的な回収・処理体制の整備がなされるよう努めるものとする。

(3) セイヨウオオマルハナバチの飼養等施設の適切な管理

特定外来生物に指定されているセイヨウオオマルハナバチの飼養等施設の適切な管理を徹底するため、セイヨウオオマルハナバチを飼養する支援対象者及び事業参加者等は、「セイヨウオオマルハナバチの飼養等施設の適切な管理の徹底について（平成24年12月21日付け24生産第2455号農林水産省生産局農産部園芸作物課長通知）等に基づき、野外への逃亡防止等に万全を期すものとする。

(その他)

第37条 本業務方法書に定めるもののほか、協議会は、必要に応じて、緊急対策に係る業務の方法についての細部の事項について、協議会長の承認を経て、別に定めることができる。

附則

この業務方法書の変更は、一般社団法人日本施設園芸協会の承認を受けた日（平成25年11月29日）から施行する。

附則

この業務方法書の変更は、一般社団法人日本施設園芸協会の承認を受けた日（平成27年2月18日）から施行する。